

令和7年度

第11回 農業委員会総会 議事録

市川市農業委員会

第11回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月9日(月)午後1時30分～午後14時00分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員

| | | | |
|----|-----|----|-----|
| 9人 | 1番 | 板橋 | 利行 |
| | 2番 | 石井 | 宏 |
| | 3番 | 小沢 | 伊知郎 |
| | 4番 | 朝倉 | 一江 |
| | 5番 | 太田 | 裕士 |
| | 6番 | 山野 | 孝一 |
| | 7番 | 岡崎 | 博一 |
| | 9番 | 小川 | 治夫 |
| 会長 | 10番 | 石橋 | 弘嗣 |

欠席委員 1人 8番 神澤 晶子

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|----|----|-----|----|
| 6人 | 1番 | 久保田 | 章 |
| | 2番 | 富田 | 憲一 |
| | 3番 | 皆川 | 佳広 |
| | 4番 | 石井 | 悦史 |
| | 5番 | 大滝 | 與鷹 |
| | 6番 | 平田 | 秀行 |

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

| | | |
|-------|---------------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 1件 |
| 議案第4号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について | 1件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分） | 14件 |
| 報告第2号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について | 1件 |
| 報告第3号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について | 5件 |

5. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 局 長 | 岩佐 伸幸 |
| 次 長 | 秀谷 康久 |
| 副 主 幹 | 吹上 裕三 |
| 主 査 | 室岡 稔 |
| 主 任 | 牧野 有希 |

6. 会議の概要

| 発言者 | 内 容 |
|-------|--|
| 議 長 | <p>ただいまより、令和7年度第11回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、議席8番の委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議席3番の委員、議席4番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、牧野主任を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、議席5番の委員、議席7番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号と、報告第1号から</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>報告第3号を議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入る前に、議案第1号(2)は、議席2番の委員が「農業委員会等に関する法律」第31条に規定された「議事参与の制限」に該当いたしますので、本件の審議の間は退出をお願いいたします。</p> <p>審議の都合上、議案の(1)と(2)を別々に説明するようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から議案(1)の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 長 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局長。 |
| 事務局 長 | <p>議案第1号(1)「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和8年1月21日でございます。</p> <p>申請地は北方町4丁目の2筆で、地目は田、合計面積は1,770平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、生前贈与を目的に所有権の移転をするものです。</p> |
| 議 長 | <p>説明は、以上です。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p> |
| 議席5番の委員 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、議席5番の委員。 |

| | |
|-----------|---|
| 議席 5 番の委員 | <p>現地調査は、令和 8 年 1 月 2 8 日に農地調査班第 3 班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、主に露地野菜を栽培する個人です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は露地畑となっており、取得後はキャベツやブロッコリーなどを作付けしていくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>第 3 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、事務局。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、生前贈与による所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は 2 0 0 日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 委 員 | <p>なし。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」(2)について、「議事参与の制限」に該当いたしますので、本件の審議の間は議席2番の委員の退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から議案(2)の説明をお願いします。</p> |
| 事務局長 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局長。 |
| 事務局長 | <p>議案第1号(2)「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和8年1月22日でございます。 申請地は柏井町2丁目で、地目は畑、面積は1,609平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上です。</p> |
| 議長 | 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 |

| | |
|-----------|---|
| | 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 |
| 議席 5 番の委員 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、議席 5 番の委員。 |
| 議席 5 番の委員 | <p>現地調査は、令和 8 年 1 月 2 8 日に農地調査班第 3 班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、主に梨を栽培する個人です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は休耕地となっており、取得後は梨を作付けしていくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>第 3 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局。 |
| 事 務 局 | <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は 3 3 0 日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。 |
| 各 委 員 | なし。 |
| 議 長 | 「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 それでは、議席2番の委員の入室を認めます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。 |
| 事 務 局 長 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局長。 |
| 事 務 局 長 | 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。 議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和8年1月21日でございます。 申請地は曾谷6丁目で、地目は田、面積は496平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、障がい者グループホームの建 |

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>築を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |
| <p>議席6番の委員</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、議席6番の委員。</p> |
| <p>議席6番の委員</p> | <p>現地調査は、令和8年1月28日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市立百合台小学校の北側の概ね50メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを新設し土砂流出を防止します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路の既設側溝に接続し、排水します。</p> <p>また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、市内居住の個人です。</p> <p>市街化区域に近接しており、他の関連施設との連携が図りやすく、周辺環境も落ち着いていることから、家庭的な環境づくりが可能であると考え申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年5月8日に着工し、完了は令和9年4月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第2号につきましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各委員 | なし。 |
| 議長 | 「なし」という声がありました。 |

| | |
|---------|--|
| 各 委 員 | <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 長 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局長。 |
| 事 務 局 長 | <p>議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和8年1月19日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、北国分の農地2筆で、面積は1,972平方メートルです。</p> <p>地目は「畑」で、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和7年6月18日でございます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 議席 1 番の委員 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、議席 1 番の委員。 |
| 議席 1 番の委員 | <p>現地調査は、令和 8 年 1 月 2 7 日に第 1 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と相続人夫婦及び相続人の子の夫婦の 5 名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことでした。</p> <p>特例農地の状況ですが、市川市立国府台小学校の北側に位置した畑 2 筆、面積は 1, 9 7 2 平方メートルです。</p> <p>いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>第 1 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 委 員 | なし。 |
| 議 長 | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | ご異議なしと認めます。 |

| | |
|---------|--|
| | <p>よって、議案第3号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 長 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局長。 |
| 事務局 長 | <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>令和8年1月19日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が1件提出されたものです。</p> <p>説明は、以上です。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |
| 議席2番の委員 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、議席2番の委員。 |
| 議席2番の委員 | <p>現地調査は、令和8年1月27日に第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市立国府台小学校の北側に位置した畑、2筆で合計面積は、1,502平方メートルです。</p> <p>主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和7年6月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の</p> |

| | | |
|-----------|-----|--|
| | | <p>申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間250日です。農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| 議 | 長 | <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 | 委 員 | なし。 |
| 議 | 長 | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 | 委 員 | 異議なし。 |
| 議 | 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）」、事務局より、報告いたします。</p> |
| 事 務 局 次 長 | | はい、議長。 |
| 議 | 長 | はい、事務局次長。 |

| | |
|-------|---|
| 事務局次長 | <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において、14件専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和8年1月7日から1月30日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は 4件、5筆、488.25平方メートル、</p> <p>農地法第5条の届出は 10件、12筆、2,655.67平方メートルで、</p> <p>第4条と第5条の合計は 14件、17筆、</p> <p>転用面積は3,134.92平方メートルでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、12ページから14ページまでに記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地等の現況に係る照会に対する回答について（民事執行法分）」、事務局より、報告いたします。</p> |
| 事務局次長 | <p>はい、議長。</p> |
| 議長 | <p>はい、事務局次長。</p> |
| 事務局次長 | <p>報告第2号「農地等の現況に係る照会に対する回答について（民事執行法分）」を、報告いたします。</p> <p>議案書の15ページをお願いいたします。</p> <p>令和7年12月26日付けで、千葉地方裁判所執行官から民事執行法による売却のため必要があることから照会がありました。</p> <p>土地の所在は下貝塚2丁目、地目は「畑」、面積は6.11平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、令和7年10月17</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>日に農地法第5条に基づいて「住宅」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和8年1月9日に農地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものがございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、「非農地」と回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より報告いたします。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、事務局次長。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。</p> <p>議案書の17ページ、18ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和7年12月22日から令和8年1月13日までの間に申請がありました5件について、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和7年度第11回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> |
|--|---|

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 小 沢 伊 知 郎

委 員 朝 倉 一 江
